

兵式体操成立史研究

—近代日本の学校教育と教練—

論文概要書

早稲田大学大学院教育学研究科
博士後期課程 教育基礎学専攻

奥野武志

一 本研究の課題と分析の枠組み

本研究は、軍隊における軍人の訓練に起源をもつ身体的な訓練（以下学校教練と呼ぶ）が、どのような過程で、またどのような論理によって、軍人養成を目的としない普通教育機関に導入・確立されていくのかについて究明するものである。

学校教練は、一定の準備期間を経て 1880 年代前半に歩兵操練という形態で中学校や師範学校に普及した後、1886 年の諸学校への兵式体操の導入（小学校に対しては隊列運動）によって初等・中等普通教育機関の男子に義務付けられ、近代日本の学校制度上に確立された。「軍国主義」を軍事以外の「他の領域を軍事的価値に従属させるような思想ないし行動様式」と理解するならば、本研究が後に明らかにするように、兵式体操の成立は近代日本の学校教育が「軍国主義」化する重要な一契機であったと見ることができる。一般的には、学校教育が「軍国主義」化する転機とされるのは日露戦争（1904 - 05）とされているが、森による兵式体操導入はこれに 30 年近く先立つものであった。学校教育の「軍国主義」化に関しては、教科書等に表示される教育内容の戦争賛美・肯定化という教育内容面と、学校組織の軍隊化という学校管理面の 2 つの観点で捉えることができるが、学校教練は軍隊の組織原理に従って行動することが要求されることから、教育内容面だけでなく学校組織の軍隊化とも密接に関係する性格をもつものである。そこで本研究では、「学制」発布の 1872 年頃から森有礼文部大臣暗殺の 1889 年頃までの学校教練確立期を対象に、学校教練が軍人養成を目的としない普通教育機関に導入・確立されていく過程と背景について究明する。

本研究では、軍人養成目的でない初等・中等普通教育機関に、兵式体操という形で学校教練が確立されたことが近代日本の学校教育と「軍国主義」との関係で、どのような歴史的意味を持つのか究明するために、以下の 3 点の課題を設定した。

（1）兵式体操成立過程の通史的論究

学校教練確立期を、① 1872 年頃から 1881 年頃までの学校教練構想期、② 1881 年頃から 1884 年頃までの歩兵操練展開期、③ 1885 年頃から 1889 年頃までの兵式体操成立期、の 3 期に分け、それぞれの時期に学校教練が軍人養成目的でない初等・中等普通教育機関にどのような理念と期待の下に導入されていったのか、その経緯とともに論究する。

（2）兵式体操成立の近代日本の学校教育史上における意味の究明

歩兵操練に代えて兵式体操を導入して初等・中等普通教育機関の男子に普く学校教練を義務付けた森有礼の兵式体操論を、同時代の学校教練論と比較することによりその特徴を明らかにし、兵式体操という形で学校教練が確立したことが近代日本の学校教育史においてどのような意味を持つのかについて究明する。

（3）兵式体操に関する先行研究の論争点に対する一定の見解の提示

兵式体操に関する先行研究において見解が分かれている①その歴史的評価、②歩兵操練との関係、③森の兵式体操論が変化した時期、の 3 つの論争点に対して一定の見解を提示する。

そして上記の課題の究明のため、本論文は以下の 3 つの分析の枠組みを設定した。

(1) 学校教練確立期に展開されていた学校教練論と森有礼の兵式体操論との比較

西周・山田顕義・福沢諭吉・阪谷素・尾崎行雄らが主張した学校教練論や、明治初期の立法審議機関である元老院で3次にわたって展開された小・中学校への教練導入をめぐる議論と、森有礼の兵式体操論を比較することにより、森の兵式体操論の同時代の学校教練論の中での位置付けを明らかにする。

(2) アメリカ・マサチューセッツ農科大学や札幌農学校における軍事教育と兵式体操との比較

外交官としてアメリカに滞在していた森有礼は、アメリカ・マサチューセッツ農科大学における軍事教育に関心を寄せていた。本研究では、同農科大学等の土地付与大学（land-grant college）に軍事教育が義務づけられた歴史的背景について論究するとともに、そこで実施されていた軍事教育の実態を明らかにする。その上で、同農科大学をモデルとした札幌農学校で実施されていた軍事教育の実態を明らかにして、両校の軍事教育の違いを生み出した背景について考察する。さらに森有礼の兵式体操論を両校の軍事教育と比較することによりその特徴を考察する。

(3) 兵式体操に先立って諸学校で実施されていた歩兵操練と兵式体操との比較

1881年の教則大綱制定後、中学校や師範学校では兵式体操に先立って歩兵操練が実施されていた。本研究では、歩兵操練がどのような理念と期待のもとに導入されたのか、またその実態はどうであったのかを各学校の教則等に基づいて考察する。その上で森有礼がなぜ歩兵操練に代えて兵式体操を導入しようとしたのか、その理由を明らかにする。

なお、兵式体操に関する先行研究において見解が分かれている論点としては以下の3点を挙げる事ができる。

①兵式体操を超国家主義・軍国主義の基礎をつくったとして否定的に評価するのか、それとも「開明的・大衆的」であったとして肯定的に評価するのか。

森による兵式体操導入については、唐澤富太郎・土屋忠雄らの森研究の流れを受けて超国家主義・軍国主義とつながるとして否定的に評価する見解と、林竹二の森研究の流れを受けて「開明的・大衆的」と肯定的に評価する見解とに分かれている。

②兵式体操は歩兵操練と連続する性質なのか否か。

先行研究では、歩兵操練と兵式体操を連続する同質のものとする能勢修一や木村吉次の見解と、連続しない異質のものとする見解に分かれている。さらに異質のものとする見解も、教育上の観点から両者を異質とみる横須賀薫や今村嘉雄の見解と、実施対象の範囲の観点から両者を異質とみる遠藤芳信の見解とに分かれている。

③森の兵式体操論が大きく変化した時期はいつか。

大久保利謙のように、森有礼は最初から「国家至上主義」であったとしてその一貫性を重視する見解もあるが、森と同時代の徳富蘇峰以来、森の思想に大きな変化があったことが指摘されている。森の兵式体操論の変化の時期については、1880年頃とする園田英弘の見解と1887年頃とする木下秀明の見解とに分かれている。

本研究は、上述の3つの論争点に対して一定の見解を提示する。

二 本研究の構成と概要

本研究の構成は以下の通りである。

序章 兵式体操成立史研究の意義
一 本研究の課題と分析の枠組み
二 先行研究の検討
三 構成と概要
第1章 学校教練の構想期
第1節 欧米における兵制と学校教育のモデル
第2節 構想期の学校教練論
第2章 マサチューセッツ農科大学と札幌農学校における軍事教育
第1節 アメリカ南北戦争と土地付与大学
第2節 マサチューセッツ農科大学と軍事教育
第3節 札幌農学校と軍事教育
第3章 元老院における学校教練をめぐる議論
第1節 元老院における審議と学校教練
第2節 1879年の徴兵令改正と「兵隊教練」論議
第3節 1880年の教育令改正と「武技」論議
第4節 1883年の徴兵令改正と学校教練必要論
第4章 歩兵操練の諸学校への導入
第1節 1883年徴兵令改正前の歩兵操練
第2節 東京師範学校と歩兵操練
第3節 1883年の徴兵令改正後の歩兵操練
第5章 森有礼と兵式体操
第1節 森有礼の兵式体操論
第2節 兵式体操の展開
第3節 兵式体操のその後
終章 総括と課題
一 本研究の総括
二 今後の課題

第1章「学校教練構想期の教練構想」では、1872年頃から1881年頃までの学校教練構想期を対象とし、小中学校への学校教練導入が、どのような理念と期待の下に主張されていたかについて論究した。

その結果、1871年から73年まで欧米各国を回覧して視察調査を行った岩倉使節団については、アメリカ・ドイツ・スイスの教育制度と兵制を高く評価しており、中でもヨーロッパにおける小国スイスにおける民兵制とそれを支える学校教練に注目していたことを

『米欧回覧実記』や『理事功程』の記述に基づき明らかにした。

そして構想期の5人の論者の学校教練論を検討した結果、陸軍と関係の深い山田顕義と西周が兵役年限短縮による兵役負担の軽減を主な理由として学校教練導入を主張していたのに対し、福沢諭吉・阪谷素・尾崎行雄らが、気質鍛錬といった教育効果に基づく学校教練導入を主張していたことを明らかにした。

第2章「マサチューセッツ農科大学と札幌農学校における軍事教育」では、1878年という早い時期の日本で、軍人養成目的とした教育機関でなかったにも関わらず軍事教育を開始した札幌農学校と、そのモデルとなったアメリカ・マサチューセッツ農科大学の軍事教育の実態について究明した。

その結果、南北戦争という戦時体制下に制定されたモリル法に基づくマサチューセッツ農科大学では、ウエストポイント陸軍士官学校同様の本格的な軍事教育が実施されていたを明らかにしたが、南北戦争後のアメリカでは、ウエストポイント同様の本格的な軍事教育は批判の対象ともなっており、同農科大学が入学者数減少に苦しむ原因の一つと考えられていたことも明らかにした。

一方、マサチューセッツ農科大学をモデルとした札幌農学校で実施された軍事教育は形式的なものに留まり、マサチューセッツ農科大学のように日常の学生生活が兵営化されることはなかったことも明らかにした。そしてその背景には、卒業後に士官になることが想定されていなかった日本と、民兵制の伝統があり民間から士官になることが珍しくなかったアメリカとの間の兵制の違いがあったことも明らかにした。

また、マサチューセッツ農科大学の軍事教育に感銘を受けたとされる森有礼が日米の兵制の違いを意識して兵式体操の教育的効果を強調した可能性があることを指摘した。

第3章「元老院における学校教練をめぐる議論」においては、帝国議会開設前に立法審議機関としての役割を果たした元老院で、1879年、1880年、1883年の3次にわたってどのような学校教練をめぐる議論がなされたかについて論究した。

その結果、学校教練導入を求める意見の背景にあったのは、深刻な徴兵忌避の状況であり、兵役年限短縮による兵役負担の軽減とともに、幼少時から軍事訓練に親しませて徴兵への嫌悪感を解消するために小中学校への学校教練導入が主張されたことを明らかにした。

また、1883年の徴兵令改正の経緯を再検討して、元老院ではあくまで小学校からの学校教練導入が主張されていたことと、徴兵令に歩兵操練卒業証書所持による兵役年限満期前の早期帰休を規定することを推進したのが文部省ではなかったことを明らかにした。

第4章「歩兵操練の諸学校への導入」では、兵式体操に先立って各学校に導入されていた歩兵操練の導入意図とその実態について究明した。

その結果、1881年の教則大綱制定による中学校・師範学校正格化の流れの中で1882年に認可された官立大阪中学校の教則がモデルとなり、多くの中学校・師範学校が歩兵操練を身体の発達と健康の保全を目的とする体操の一手段として規定するようになったことを明らかにした。

そして1883年の徴兵令改正によって平時免役の特典を失った中学校等が兵役年限短縮

を目的として歩兵操練を導入するようになり、文部省が体操伝習所における歩兵操練の研究と教授や各府県への銃器貸与等の支援を行ったことを明らかにした。

さらに、1885年に兵式体操が導入される前の東京師範学校では、「自治自由」を旨とする校務運営が行われている一方で、健康の保全と身体の発達を目的とする体操の一部として歩兵操練が実施されており、成果を挙げていたことを明らかにした。

第5章「森有礼と兵式体操」では、森有礼の兵式体操論の特徴と、諸学校に導入された兵式体操の実態について究明した。

その結果、東京師範学校を視察してその「不規律」に驚いたとされる1884年頃に森有礼の兵式体操論が大きく変化し、兵式体操を学校に秩序と規律を確立する教育改革の象徴となしたことを明らかにする一方、森には、西周・河野敏謙・高田信清等とは異なり学校と軍隊の組織の原理を区別する認識がなかったことも明らかにした。

そして、師範学校の「兵営化」は自己規律的な主体を生み出そうとした森の意図とは逆に活気に乏しく融通のきかない「師範タイプ」の教員を生み出すことになったことを明らかにした。

三 本研究の総括と課題

1 本研究の総括

本研究では、軍隊における軍人の身体的訓練に起源をもつ学校教練が、軍人養成を目的としない普通教育機関にどのような過程で、またどのような理念と期待の下に導入されてきたかについて論究してきた。学校教練の中でも「軍国主義」との関係で本研究が注目したのは森有礼文部大臣による兵式体操の諸学校への導入である。本研究では課題として、①兵式体操成立過程の通史的論究、②兵式体操成立の近代日本の学校教育史上における意味の究明、③兵式体操に関する先行研究の論争点に対する一定の見解の提示、の3点を提示したが、以下にこれらの課題に対する本研究の成果を総括する。

(1) 兵式体操成立過程の通史的論究という課題に対して、本研究は考察の時期を、①1872年頃から1881年頃までの「学校教練構想期」、②1881年頃から1884年頃までの「歩兵操練展開期」、③1885年頃から1889年頃までの「兵式体操成立期」、の3つに時期に区分して論究を進めた。この時期区分に即して兵式体操の成立過程を総括する。

まず、1872年頃から1881年頃までの学校教練構想期は、欧米の教育・軍事制度に学びながら小中学校への学校教練導入が主張された時期である。第1章で明らかにしたように1871年から73年まで欧米各国を回覧して視察調査を行った岩倉使節団が、その教育制度と兵制を高く評価したのはアメリカ・ドイツ・スイスであった。中でも特にヨーロッパにおける小国スイスにおける民兵制とそれを支える学校教練は日本でも注目された。このうち陸軍と関係の深い山田顕義と西周は、兵役年限短縮による兵役負担の軽減を主な理由として学校教練導入を主張したが、これに対して福沢諭吉・阪谷素・尾崎行雄らは、気質鍛錬といった教育効果を狙って学校教練導入を主張していた。

また第3章で論究したように、元老院では1879年の徴兵令改正の際に、小中学校へ学

校教練導入を求める「公立学校ニ於テ兵隊教練ノ課程ヲ設クルノ意見書」が提起されて審議が行われた。学校教練導入を求める意見の背景にあったのは深刻な徴兵忌避であった。兵役年限短縮による兵役負担の軽減とともに、幼少時から軍事訓練に親しませて徴兵への嫌悪感を解消することを目指して小中学校への学校教練導入が主張されたのである。結局、同意見書は「時期尚早」として採択されなかったものの、文部省は翌 1880 年 11 月に陸軍から教官を招聘して体操伝習所の生徒を対象に歩兵操練を教授させて、漸進的な学校教練導入の準備を進めて行った。なお 1878 年には札幌農学校に「武芸」名目の軍事訓練が導入されている。

次の、1881 年頃から 1884 年頃までの歩兵操練展開期は、学校教練が歩兵操練という形で主に師範学校や中学校に導入されていった時期である。第 4 章で論究したように、1881 年の教則大綱制定により師範学校・中学校の正格化が進む中、1882 年に官立大阪中学校に導入された歩兵操練をモデルとして、歩兵操練を教則に規定する師範学校・中学校が多数現れた。ただし、この時期の歩兵操練は、身体の発達や健康の保全を目的とする「体操」科の一構成要素として位置付けられていた。

その後 1883 年の徴兵令改正によって、歩兵操練科卒業証書による兵役年限満期前の早期帰休が規定されると、文部省も銃器の貸与といった支援に乗り出し、さらに多くの中学校等が歩兵操練を導入した。この時期に導入される歩兵操練は兵役年限短縮の手段としての意味合いが強くなるのである。

そして、1885 年頃から 1889 年頃までの兵式体操成立期は、森有礼文部大臣が歩兵操練に代わる兵式体操の諸学校への導入を推進した時期である。第 5 章で論究したように、1884 年に文部省御用掛となった森有礼は、翌年東京師範学校へ歩兵操練に代わる兵式体操を導入した。その後文部大臣となった森は、1886 年に諸学校の「学科及其程度」に兵式体操を規定してその導入を推進した。森による兵式体操導入により、軍人養成目的でない初等・中等普通教育機関の男子に普く学校教練が義務づけられたのである。なお森は、兵式体操を単なる教科の一部ではなく、学校を軍隊的秩序と規律ある組織へと変革する教育改革の理念を象徴する存在として位置付けていた。しかし、1889 年の大日本帝国憲法発布の日に森が暗殺されたため森による教育改革は道半ばで終わり、「兵営化」が徹底されたのは師範学校にとどまった。ただし、森の改革が徹底して行われて「兵営化」した師範学校では、結果として多くの活気に乏しく融通のきかない「師範タイプ」の教員が生み出された。

(2) 兵式体操成立の近代日本の学校教育史上における意味の究明という課題に対して本研究は、①明治前期に展開されていた学校教練論と森有礼の兵式体操論との比較、②アメリカ・マサチューセッツ農科大学や札幌農学校における軍事教育と兵式体操との比較、③兵式体操に先立って諸学校で実施されていた歩兵操練と兵式体操との比較、という 3 つの分析枠組みを設定した。この枠組みに即して兵式体操成立の近代日本の学校教育史上における意味について総括する。

第一に、明治前期に展開されていた学校教練論と森有礼の兵式体操論とを比較した結果、以下のことが明らかになった。

明治前期に展開されていた学校教練論の論拠を分類すると、第1章で明らかにしたように①山田顕義・西周らが主張した兵役年限短縮による兵役負担の軽減、②福沢諭吉・阪谷素・尾崎行雄らが主張した気質鍛錬といった教育効果、の2つに分類できる。なお、第3章で論究したように、元老院では3次にわたって学校教練導入をめぐる議論が行われているが、学校教練導入を求める意見の背景にあったのは、深刻な徴兵忌避であった。兵役年限短縮による兵役負担の軽減とともに、幼少時から軍事訓練に親しませて徴兵への嫌悪感を解消するために小中学校への学校教練導入が主張されたのである。なお、第5章で明らかにしたように、森有礼の兵式体操論は、兵役年限短縮といった軍事的利点には触れずに「尚武ノ氣象」といった教育効果を重視するものであり、第1章で論究した福沢諭吉らの主張の枠組みに近い。中でも1884年の「徴兵令改正ヲ請フノ議」における森の兵式体操論は、福沢諭吉の主張の枠組みとよく似ている。この段階での森の兵式体操論は同時代で特に変わったものではなかった。

第二に、アメリカ・マサチューセッツ農科大学や札幌農学校における軍事教育と兵式体操とを比較した結果以下のことが明らかになった。

第2章で論究したように、アメリカ・マサチューセッツ農科大学ではウエストポイント陸軍士官学校同様の本格的な軍事教育が実施されていたが、これは南北戦争という戦時体制下における将校養成を目的として土地付与大学に軍事教育を義務づけたモリル法に基づくものであった。南北戦争後のアメリカでは、ウエストポイント同様の本格的な軍事教育に対する批判もあり、同農科大学が入学者数減少に苦しむ原因の一つと考えられていた。

一方、マサチューセッツ農科大学をモデルとした札幌農学校で実施された軍事教育は形式的なものに留まり、マサチューセッツ農科大学のように日常の学生生活が兵営化されることはなかった。この背景には、札幌農学校卒業後に入営して将校になることが考えられなかった日本とアメリカとの兵制の違いがあった。森有礼は、兵式体操導入によって日本の諸学校をマサチューセッツ農科大学のような軍隊的な秩序と規律ある組織に改革しようとしたのであるが、日米の兵制の違いから兵式体操については軍事的効果ではなく、教育的効果を強調したものと思われる。

第三に、兵式体操に先立って諸学校で実施されていた歩兵操練と兵式体操とを比較した結果、以下のことが明らかになった。

兵式体操に先立って諸学校で実施されていた歩兵操練は、第4章で明らかにしたように、1883年の徴兵令改正以降は兵役年限短縮という目的が加わるものの、あくまで身体の発達と健康の保全を目的とする体操の一手段として位置づけられていた。森有礼は歩兵操練に代えて兵式体操を導入したのであるが、それは学校組織を軍隊のように秩序と規律ある組織に変革するためであった。森による兵式体操の導入によって、学校教練は単なる教科の一部から学校を軍隊的な秩序と規律ある組織へ改変する象徴的存在へと変化したのである。

(3) 本研究は森の兵式体操導入に関する先行研究の論争点として、①兵式体操を超国家主義・軍国主義の基礎をつくったとして否定的に評価するのか、それとも「開明的・大衆的」であったとして肯定的に評価するのか、②兵式体操は歩兵操練と連続する性質なのか

否か、③森の兵式体操論が大きく変化した時期はいつか、の3点を提示した。以下にそれぞれの論争点に関する本研究の立場を示す。

まず、本研究は、兵式体操は軍国主義につながる性格を有していたという見解をとる。たしかに、犬塚孝明や長谷川精一が指摘するように森有礼が自己規律的な主体の育成を目指していたことは事実である。第5章で明らかにしたように、森は「従順」はあくまで「管理上」のことであって、教師は生徒との応答に際してはなるべく自由に発言させ、生徒を「卑屈」にさせてはいけないと注意をしている。しかし、森の改革が最も徹底的に行われて「兵営化」された師範学校は、森の意図とは逆に、活気に乏しく融通のきかない「師範タイプ」の教員を生み出すことになった。本研究は、森には学校と軍隊が異なる原理で動いているという認識が欠けていたことがその原因であるという見解を提示する。第3章で論究したように、1880年の元老院会議において文部卿河野敏謙は、学校教練の漸進的導入について説明する中で、学校における教育は軍人ではなくあくまで「文事」を修めた人が担当すべきだとし、学校と軍隊とは異なる原理で動いているという認識を示していた。また森が兵式体操を導入した時に東京師範学校の校務嘱託を務めていた西周は、陸軍参謀本部御用掛も兼任していたが、第4章で明らかにしたように、軍人社会の組織原理を平常社会とは異質なものと認識しており軍隊秩序を師範学校に持ち込むことはなかった。西は、平常社会は「自治自由」を基本原理とすると認識して東京師範学校の校務運営にあたっていたのである。しかし森には、学校と軍隊が異なる原理で動いているという認識が欠けており、軍隊の秩序と規律をそのまま学校組織に適用して師範学校を徹底して「兵営化」した結果、「自治自由」の原理を学校から奪って生徒を「卑屈」にしてしまい、自己規律的な主体を生み出そうとした森の意図に反して活気に乏しく融通のきかない「師範タイプ」の教員を生み出す結果み出すことになったのである。

次に、本研究は歩兵操練と兵式体操は異質であるという立場を支持する。ただし、歩兵操練は兵士としての訓練にとどまる一方、兵式体操は気質鍛錬や道德教育といった教育的側面を重視したものとする横須賀薫や今村嘉雄の見解や、全国民を実施対象とする兵式体操は中等教育受益者に限定する歩兵操練に対して「開明的・大衆的」だとする遠藤芳信の見解は適切でないとの立場をとる。

第4章で論究したように、歩兵操練は1881年の教則大綱制定により師範学校・中学校の正格化が進む中、身体の発達や健康の保全を目的とする「体操」科の一構成要素として師範学校や中学校が導入したものである。その後1883年の徴兵令改正によって兵役年限短縮の目的も加わるが、歩兵操練は「体操」科の一部として身体的・精神的な教育効果を主目的として導入されたのであり、歩兵操練を兵士としての訓練に限定して捉えるのは適切ではない。また第3章で論究したように、元老院では一貫して小学校への導入を前提として学校教練が議論されており、文部当局者も小学校への学校教練導入を漸進的に進めることを言明していた。1883年の徴兵令改正は、改正前の徴兵令では平時免役となっていた中高等教育機関卒業生も原則服役させるという方針の下に行われており、小学校を除くとした歩兵操練卒業証書所持による兵役年限満期前の早期帰休条項についても、漸進的な導入の過程と理解すべきである。従って実施対象の違いから「限定的・非大衆的」な歩兵操

練に対して兵式体操を「開明的・大衆的」と理解する遠藤の見解は適切ではない。歩兵操練も将来的には小学校へ対象を拡大することが前提とされていたからである。

そこで本研究が目にするのは歩兵操練と兵式体操の学校教育における位置づけの違いである。第4章で論じたように、歩兵操練は「体操」科の一部として導入されており学校組織に影響を与える存在ではなかった。これに対し森有礼は、学校組織を軍隊的な秩序と規律のある組織に変えて日本の教育の気風を一変するために歩兵操練に代えて兵式体操を諸学校に導入した。つまり、兵式体操が体現する軍隊的な秩序と規律に従って学校組織が変わることを森は求めたのであり、兵式体操は一教科の枠を超えて森の教育改革の理念の象徴とされたのである。

そして、森の兵式体操論が大きく変化した時期については、園田英弘の指摘する1880年頃でも木下秀明の指摘する1887年頃でもなく、1884年頃であったという見解を本研究は提起する。第5章で論じたように、1879年の「教育論—身体ノ能力」から1884年8月の「徴兵令改正ヲ請フノ議」の間に、森有礼は「気質」を「身体」から分離した上でその鍛錬を重視する方向にその兵式体操論を変化させているが、この段階での森の兵式体操論は、同時代の福沢諭吉等の学校教練論と大差ないものであり、また当時諸学校で実施されていた歩兵操練を否定するものではなかった。しかし、1884年頃と推測される東京師範学校の視察で森が生徒の「不規律」に驚いた結果、学校に秩序と規律を確立するための手段として兵式体操を導入したのである。これにより、学校教練は教科の枠を超えた教育改革の象徴となり、森の兵式体操論は同時代の学校教練論に例を見ない独自の主張となったのである。木下秀明は1887年頃に森の兵式体操論が「指導を軍人に依存した軍事目的の国民教育」へと変質したと捉えるが、森は導入当初から兵式体操の指導は現役将校が望ましいと考えていたので適切ではない。森が監督を務めた東京師範学校に関して言えば、1885年に兵式体操の指導教官を現役将校に代えており、また翌年には校長を軍人に交代させているのである。

最後に本研究の全体の総括をすると、学校教練確立期において軍人養成を目的としない普通教育機関への学校教練導入に期待されたのは①兵役年限短縮による兵役負担の軽減、②精神・身体の鍛錬という教育効果、の2つに集約することができる。そして元老院で小中学校への学校教練導入が何度も提起された背景には深刻な兵役忌避の状況があった。歩兵操練は上述の期待の下に中学校や師範学校に導入されたが、あくまで「体操」の一部の位置づけに留まっていた。森有礼による諸学校への兵式体操導入は、軍人養成を目的としない初等・中等普通教育機関の男子に普く学校教練を義務づけるだけでなく、学校教練が一教科の枠を超えて学校組織を軍隊的な秩序と規律ある組織へ変革する教育改革の象徴となったことを意味した点で画期的だったのである。ただし、軍隊の秩序と規律をそのまま学校教育へ持ち込むことについては同時代でも批判の対象となり、森の死後兵式体操は形骸化して師範学校以外に「兵営化」が広がることはなかった。なお、森の構想した現役将校による学校教練の指導は1925年の現役将校学校配属制度の確立によってようやく実現するが、学校教育に「軍国主義」が深く入り込む手段となってしまうのである。

従って、犬塚孝明や長谷川精一の指摘するように、森の兵式体操は国民国家を担う自己

規律的な主体の育成を企図していたことは事実であるが、学校組織と軍隊組織を動かす原理の違いを無視して軍隊の秩序と規律をそのまま森が学校組織に持ち込もうとしたことに大きな問題があったと言わざるを得ない。「軍国主義」を「他の領域を軍事的価値に従属させるような思想ないし行動様式」と理解するならば、森による兵式体操の導入は、学校教育の領域を軍事的価値に従属させるものに他ならず、近代日本の学校教育を「軍国主義」化する一契機となったのである。

ただし、森の論理は広く支持されたわけではなかった。森による師範学校の「兵営化」は同時代においてすでに批判的となり、森の死後兵式体操は形骸化していった。また、森が兵式体操を導入する前、札幌農学校で軍事教育改革にあたった高田信清は軍隊的な規律と秩序を導入することの必要性を説きながら、卒業後に士官となるわけではない札幌農学校に軍隊生活そのままを持ち込むことには無理があると考えていた。そして河野敏謙文部卿は学校と軍隊の基づく原理は異なるという認識を示しており、陸軍参謀本部御用掛を兼任していた西周の場合も、軍人社会の組織原理は平常社会と異質なものとして校務嘱託をしていた東京師範学校の運営に軍隊の規律と秩序を持ち込むことはなかった。歩兵操練という形の学校教練は、学校教育の領域を軍事的価値に従属させることなく実施されていたのである。深刻な兵役忌避の状況下、在営年限短縮による兵役負担軽減のための学校教練の導入が不可避であったとしても、森によって否定された歩兵操練の方に「軍国主義」とは別の方向性に向かう学校教練の可能性を見ることができよう。

2 今後の課題

最後に、今後の課題を示すことにしたい。まず、本研究を踏まえた課題として、以下の3点が考えられる。

(1) 森の兵式体操導入時の外国の軍事教育の実態の究明

本研究は、マサチューセッツ農科大学での本格的な軍事教育が入学者数減少の一因ともなっていたことを明らかにする一方、日米の兵制の違いから、同農科大学をモデルとした札幌農学校における軍事教育が形骸化していたことを明らかにした。ただし、マサチューセッツ農科大学以外の土地付与大学における軍事教育については究明が及ばなかった。また、日本では兵式体操導入により師範学校が徹底して「兵営化」されたのだが、その時アメリカその他の国の師範学校はどうであったのかについても未解明である。軍人養成を目的としない普通教育機関における学校教練に関する国際的比較に取り組みたい。

(2) 兵式体操から教練への呼称変更の背景の究明

本研究は、歩兵操練と兵式体操の違いについて論究し、兵式体操によって学校教練が教科の一部から教育改革の象徴へと変化したことを明らかにした。ところで1911年に兵式体操は教練と呼称を変更して教育課程から姿を消すことになる。この間の諸学校における兵式体操の実態はどうであったのか、また教練への呼称変更は何を意味するのかについての究明に取り組みたい。

(3) 兵式体操と現役将校学校配属制度との関係の究明

森有礼は中学校等においても現役将校による兵式体操指導を構想していたが陸軍の協力が得られず実現には至らなかった。現役将校による学校教練の指導は 1925 年の陸軍現役将校学校配属令によって実現するが、これは森の意図したようなものであったのかどうかの究明に取り組みたい。

さらに、本研究の発展的な課題としては、森以降の学校教練以外の教育政策と「軍国主義」教育との関係を究明することが必要と考える。